

令和5年度
第436回 千葉地方最低賃金審議会
議事録

令和6年3月5日
10:00 ~ 11:00
千葉労働局 1階会議室

令和5年度
第436 千葉地方最低賃金審議会 議事録

- 1 日時 令和6年3月5日(火) 10:00~11:00
- 2 場所 千葉労働局1階会議室
- 3 出席者(委員)
 - 公益委員
大澤委員、大竹委員、小野委員、下田委員、村上委員
 - 労働者側委員
岡田委員、鈴木委員、中島委員、
 - 使用者側委員
池田委員、今関委員、神田委員、黒岩委員、高橋委員
- 4 議題
 - (1) 令和5年度特定最低賃金専門部会の廃止について
 - (2) 令和5年度千葉県最低賃金及び特定最低賃金改正決定にかかる周知・広報活動の状況について
 - (3) 特定最低賃金決定又は改正の申出に関する意向表明について
 - (4) 令和6年度千葉地方最低賃金審議会の運営について
 - (5) その他
- 5 資料
 - 1 千葉県最低賃金(答申)記者発表資料(令和5年8月7日)
 - 2 千葉県最低賃金(官報公示)記者発表資料(令和5年9月1日)
 - 3 千葉県特定最低賃金(官報公示)記者発表資料(令和5年11月10日)
 - 4 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針(公正取引委員会)
 - 5 令和6年度 千葉県最低賃金 審議日程(案)
 - 6 令和6年度 千葉県特定最低賃金 審議日程(案)
 - 7 令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表
 - 8 日本標準産業分類の改定の概要
 - 9 官報(最低賃金法施行規則の一部改正(令和6年3月31日施行))
 - 10 令和5年度の最低賃金について ほか

6 議事内容

(室長補佐)

定刻となりましたので、始めさせていただきます。

それでは、会長よろしくお願いたします。

(会長)

ただいまから、第 436 回千葉地方最低賃金審議会を開催します。

本審議会は、運営規程第 6 条に基づき公開で開催することになりますのでその旨を公示したところ、傍聴される方はおりませんことをご報告します。

なお、本日の議事につきましては、議事録を作成し公開することといたしますので、よろしくお願いたします。

それでは、本審議会の成立について事務局から報告をお願いします。

(賃金室長補佐)

本日は、労働者側委員 2 名が所用により欠席されるとの連絡を受けておりません。

従いまして、公益委員 5 名、労働側委員 3 名、使用者側委員 5 名、計 13 名の出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項に規定する定足数を満たしており、本日の本審議会は有効に成立しております。

(会長)

それでは、本日の議事に入らせていただきます。

まず、議題(1)の令和 5 年度特定最低賃金専門部会の廃止についてです。

今年度の特定最低賃金の審議については、令和 5 年 10 月 6 日開催の第 1 回鉄鋼業最低賃金専門部会の答申を最後に、2 業種が全会一致で結審し、その後、異議申出期間中に異議申出もなく、各専門部会の任務が終了したところです。

つきましては、最低賃金審議会令第 6 条第 7 項により、本日の審議会をもって 2 業種に係る専門部会を廃止し、同委員の任務を終了することとしてよろしいかお諮りいたします。

《異議無し。旨の声》

(会長)

ご了承いただきましたので、本日の第 436 回審議会をもちまして、千葉地方最低賃金審議会の 2 業種の特定最低賃金専門部会を廃止し、同委員の任務を終了することといたします。

専門部会委員の皆様には、ご多忙の中、ご協力いただきまして誠にありがとうございました。

続きまして、議題(2)の令和5年度千葉県最低賃金及び特定最低賃金改正決定に係る周知・広報活動の状況について、事務局より説明をお願いします。

(賃金室長補佐)

本年度の千葉県最低賃金は令和5年10月1日、特定最低賃金は令和5年12月25日にそれぞれ発効の運びとなりました。

資料 1から3をご覧ください。

この間、8月7日の答申日のほか、9月1日、9月28日、11月10日にそれぞれ記者発表を行いました。

また、最低賃金の周知に併せ、業務改善助成金について、労使団体をはじめ地方公共団体、関係機関などに対し周知を行いました。

このうち、地方公共団体に対しては、役務契約について、人件費等に改定額を反映した最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき適切に予定価格を作成いただくとともに、すでに契約している役務契約については、年度途中で改定額が発効することにより、当該契約先の事業者が最低賃金額以上の賃金を支払うという最低賃金法上の義務を履行できるよう、発注者としての特段の配慮要請も併せて行いました。

さらに、連合千葉、経営者協会をはじめ関係団体に労働局幹部が直接訪問し、周知・広報を依頼しました。

特に、管内各学校、災害防止団体、スーパーマーケット、ドラッグストア本部等、およそ2000団体等に対し、最賃額改定のリーフレットを送付し周知を行いました。

また、生産性向上に資する各種助成金や働き方改革推進支援センター等の支援策に関しても併せて周知を行っております。

改めて、広報に御協力いただいた労働者団体、経営者団体の皆様に感謝申し上げます。

また、審議会において付帯事項が決議され、局長から大臣あてに上申したところでございますが、令和5年11月28日に公正取引委員会等から労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針が公表されました。

資料 4として用意いたしましたので後ほどご覧いただければと思います。

最後に、最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導については、今年度も問題が強く所在するとみられる業種等を対象に、1月から3月に基本労働条件の遵守状況にも重きを置きつつ実施しているところでございます。

(会長)

ただいまの事務局からの説明について、何かご質問はございますか。

《ありません。旨の声》

(会長)

続きまして、議題(3)の「特定最低賃金決定又は改正の申出に関する意向表明」について、事務局より説明をお願いします。

(賃金指導官)

昨日までに意向表明はありませんでした。

以上、ご報告いたします。

(会長)

現段階では、意向表明はないという報告でした。

皆様、よろしいでしょうか。

《はい。わかりました。旨の声》

(会長)

続きまして、議題(4)の令和6年度千葉地方最低賃金審議会の運営について、事務局より説明をお願いします。

(賃金室長)

令和6年度の審議日程案についてご説明申し上げます。

それでは、資料5をご覧ください。地賃の日程案になります。

令和5年度の日程を基に、例年のとおり10月1日発効が可能になるよう設定いたしました。

なお、令和6年度は、曜日の関係等で10月1日に発効する場合には、法定発効ではなく、指定日発効となります。

次に、資料6をご覧ください。特定最低賃金専門部会の日程案になります。現状、千葉県に設定されている7業種について、専門部会を各業種2回ずつ開催すると想定して作成いたしました。なお、新設に係る日程については、加えておりません。

特別小委員会につきましては、令和5年度の審議状況も踏まえ、2回の審議を設定させていただきました。

今回の日程案は、会場等の関係からこの日程で実施できればと考えておりますので、委員の皆様おかれましては、どうかご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

なお、中央最低賃金審議会の審議状況によっては、この日程以外の日を含め、改めて調整させていただく可能性があることを申し添えさせていただきます。

事務局からの説明は、以上でございます。

(会長)

ただいま、事務局から令和6年度の審議会日程について説明がありましたが、何かご質問等はございますか。

《ありません。旨の声》

(会長)

続きまして、議題(5)の「その他」です。

今回、事務局からいくつかの資料が用意されておりますので、これについて説明を受けたいと思います。

それでは、お願いします。

(賃金指導官)

資料7から資料9を私前田から、私の後に資料10を室長からご説明させていただきます。

まず、資料7をご覧ください。

こちらの資料は、先ほど室長からの説明でありました、効力発生の予定一覧です。

次に資料8をご覧ください。

日本標準産業分類の改定に伴う特定最低賃金の取扱いについてと題するものです。

こちらの資料の1番目、日本標準分類の改定の概要をご覧ください。

令和5年6月に改定の告示がなされまして、本年4月1日に施行予定とされております。

改正の主な内容としまして、百貨店、総合スーパーマーケット、均一価格店などの分類項目の新設と糖類・でんぷん糖類製造業の名称変更、カンマをとう点への修正などとなっております。

次に、2の日本標準産業分類の改定の影響を受ける特定最低賃金ということで、現在設定されている特定最低賃金において産業分類の改定の影響を受ける

主な産業は、糖類製造業、各種商品小売業、百貨店・総合スーパーの3種となっております。

このうち千葉県では、各種商品小売業が影響を受けることとなりますので、この点についてご説明いたします。

中ほどの表、一部黄色や赤字を用いている表の部分となります。

左側の旧産業分類として表示されている部分ですが、現行の千葉県各種商品小売業最低賃金につきましては、産業分類の中分類56の項目名の各種商品小売業を適用範囲としています。

この中分類の下に小分類で561の百貨店・総合スーパーと569のその他の各種商品小売業が設定されております。

なお、この表中には記載がありませんが、560 管理、補助的経済活動を行う事業所の3の小分類が設定されております。

4月以降の産業分類では、中分類56の各種商品小売業に小分類として、従来の百貨店・総合スーパーマーケットがそれぞれ独立して、561百貨店、562総合スーパーマーケット、563コンビニエンスストア、564ドラッグストア、565ホームセンター、566均一価格店、569その他の各種商品小売業、ここには表示されていませんが、560 管理、補助的経済活動を行う事業所、全部で8個設定されることとなります。

このため、現在の「千葉県各種商品小売業最低賃金」に関しましては、適用範囲を変えることなく、金額の改正があった場合には、吹き出しの部分ですが、従来の「千葉県各種商品小売業最低賃金」から「千葉県百貨店、総合スーパーマーケット、その他の各種商品小売業最低賃金」という件名に改定されることとなります。

次に、3の日本標準産業分類の改定を踏まえた特定最低賃金の取扱いのポイントですが、右下の表の部分をご覧ください。

表は改正、新規、廃止の順になっておりますが、改正の部分をご覧ください。

申出や改定審議の際などは旧産業分類で行い、改正決定の際に新しい産業分類の決定するというものです。

このため、先ほどご説明しましたとおり、各種商品小売業の場合には「千葉県各種商品小売業最低賃金」で諮問され、金額改定された場合には件名を「千葉県百貨店、総合スーパーマーケット、その他各種商品小売業最低賃金」の件名で答申、公示などを行うこととなります。

なお、件名の変更は、金額の改正が生じた場合に必要なるので、金額改正が無い場合には、現在の件名のままとなります。

また、もしもですが、従来の各種商品小売業の範囲を変える場合、例えば、コンビニストアを追加するというような場合には、改正では無く新設という扱い

になります。また、逆に、もしも百貨店を外して適用範囲を小さくするというような場合も、改正では無く新設という扱いになります。

裏面は審議の手順等が記載されております。こちらは、ただいまご説明した件名などのことがもう少し詳しく記載されていものですが、新年度の審議会で改めて説明させていただくこととなりますので、本日は割愛させていただきます。

次に、資料 9 をご覧ください。

官報の写、赤枠で囲んでいる部分になりますが、最低賃金法施行規則の一部改正についてです。

上段が改正後、下段が改正前のものです。

内容としましては、審議会の意見要旨の公示に関しまして、従来は労働局の掲示板に掲載することとされていたものですが、今後は、ウェブサイトに掲載することとなったものです。

当局では既にホームページへの掲載を行っているので、今後も、従来同様に手続きを進めていくこととなります。

私からは以上となります。

次に、資料 10 について、賃金室長の方からご説明いたします。

(賃金室長)

それでは、私の方から資料 10「令和5年度の最低賃金について」と題する資料につきまして、主な点をご説明させていただきます。

こちらの資料は、先般開催された全国会議資料でございます。

1 ページ目をご覧ください。

平成 26 年度から令和 5 年度までの地域別最低賃金の引上げ額、引上げ率及び改定額の推移が記載されております。

令和 5 年度に初めて全国加重平均が千円を超える 1,004 円となりました。

2 ページをご覧ください。

全国の地域別最低賃金額の一覧になります。

令和 5 年度に千円を超えた地域は、千葉県を含め 8 都府県となりました。

また、引き上げ額も岩手県を除き 40 円以上と大幅な引き上げとなっております。

3 ページをご覧ください。

令和 5 年 11 月 2 日に閣議決定された、デフレ完全脱却のための総合経済対策要旨です。

1 の(1)の中堅・中小企業の賃上げの環境整備で、公労使の三者の最低賃金審議会で毎年の最低賃金額についてしっかりと議論を行い、その積み重ねによって 2030 年代半ばまでに全国加重平均が 1,500 円となることを目指す。旨の政

府方針が示されました。

4 ページ及び 5 ページをご覧ください。

日本標準産業分類の改定に関するものですが、先ほど指導官から説明させていただきましたので割愛させていただきます。

6 ページをご覧ください。

業務改善助成金についてです。

昨年 8 月 31 日に制度が一部改正され、申請期限は令和 6 年 1 月 31 日まででしたが、賃金引き上げ計画を立てて申請をされる場合は、申請期限が 3 月 31 日まで延長されております。

ちなみに、当局への申請件数は令和 6 年 1 月末現在で 414 件となっており、昨年同期の 98 件から 4.22 倍の増加となっております。

9 ページ及び 10 ページをご覧ください。

令和 5 年 11 月 29 日に内閣官房と公正取引委員会が、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針を公表しました。

これは、労務費の転嫁に関する、発注者として採るべき行動と求められる行動、受注者として採るべき行動と求められる行動、発注者・受注者の双方が採るべき行動と求められる行動が示され、今後、本指針の周知活動を展開するとされています。

最後に 13 ページをご覧ください。

令和 5 年度における地方最低賃金審議会の公開状況です。

○が全部公開、△が一部公開、×が非公開となります。

全国的に見ますと、本審については、ほぼ公開若しくは一部公開となっておりますが、専門部会については全部公開が 3 県で、一部公開が 38 道県、非公開が 6 都府県となっております。

以上、簡単ではございますが、資料 10 の説明となります。

(会長)

ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明について、何か質問はあるでしょうか。

《ありません。旨の声》

(会長)

他に事務局から何かありますか。

(室長)

本日は、今年度最後の審議会となりますので、局長から一言お礼を申し上げますと存じます。

(労働局長)

本日は、会長をはじめ、委員の皆様におかれましては、年度末のお忙しい中、本年度最後の千葉地方最低賃金審議会に御出席いただき、誠にありがとうございます。

本年度の千葉県最低賃金改正に当たっては、コロナ禍からの脱却、物価高騰や国際情勢など例年になく大変な状況下で、委員の皆様には熱心に御議論をいただき、千葉県最低賃金については、42円引き上げ1,026円に改定することができました。

また、特定最低賃金については、電気機械器具製造業関係が、42円引き上げ1,055円に、鉄鋼業においても42円引き上げ1,096円にそれぞれ改定することができました。

改めて、各委員の皆様にご敬意を表し、感謝申し上げます。

ここ数年、大企業では大幅な賃上げがみられる一方で、中小企業や小規模事業者では、賃上げ原資を確保するための十分な価格転嫁等が進んでおらず、まだまだ厳しい状況が続いております。来年度においても、政府方針、経済動向、地域の実情及びこれまでの最低賃金審議会の審議状況などを踏まえ、充実した審議が尽くせるよう円滑な審議会運営を図ってまいります。

委員の皆様におかれましては、これまで熱心な御審議に努めていただき本当にありがとうございました。

(会長)

ありがとうございました。

ほかに、ご意見やご質問はございますか。

《ありません。旨の声》

(会長)

事務局はいかがでしょう。

(賃金室長)

ありません。

(会長)

本日予定していた議題は以上となります。

本日の審議会をもちまして、令和5年度千葉地方最低賃金審議会のすべての審議が終了いたしました。

各委員の皆様のご協力により、改正審議を円滑に進めることができました。

また、千葉県最低賃金及び特定最低賃金の改正が無事に行われたことに対しても、改めて厚く御礼申し上げます。

それでは、以上をもって閉会といたします。ありがとうございました。